

株 主 各 位

第21回定時株主総会招集ご通知に際しての

インターネット開示情報

2016年6月6日

ヤフー株式会社

会社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末に当社役員が保有している新株予約権等の状況

	保有者数 (注)	行使価額	新株予約権の数	新株予約権の目的 となる株式の数	権利行使期間
2006年度第1回 新株予約権	1名	472円	200個	20,000株	2008年8月24日から 2016年8月23日まで
2007年度第2回 新株予約権	1名	404円	200個	20,000株	2009年7月25日から 2017年7月24日まで
2008年度第2回 新株予約権	1名	406円	200個	20,000株	2010年7月26日から 2018年7月25日まで
2009年度第2回 新株予約権	1名	307円	300個	30,000株	2011年7月29日から 2019年7月28日まで
2010年度第2回 新株予約権	1名	347円	300個	30,000株	2012年7月28日から 2020年7月27日まで
2011年度第2回 新株予約権	1名	277円	300個	30,000株	2013年7月23日から 2021年7月22日まで

(注) 1. 新株予約権の行使の条件 (概要)

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとします。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではありません。

2. 当社取締役が保有している新株予約権は、すべて取締役就任前に付与されたものです。

3. 保有者に社外取締役は含まれていません。

4. 新株予約権1個あたりの発行価額はすべて無償です。

2. 当事業年度中に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

3. その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、内部統制基本方針を以下のように定めております。この基本方針に基づき、業務の適正性を確保していくとともに、今後もより効果的な内部統制の体制を構築できるよう継続的な改善を図ってまいります。

1. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項並びに当該取締役および使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、並びに監査等委員会の当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

「監査等委員の監査体制の確保に関する規程」に基づき、監査等委員業務室を設置し、監査等委員会の職務を補助する使用人を専従させております。また監査等委員会が希望する場合には監査等委員自らまたは監査等委員会が直接監査等委員会の職務を補助する者を雇用等する体制になっております。なお、監査等委員会の職務を補助する使用人への指揮・命令は監査等委員が行うものとし、当該使用人の人事異動・人事評価・懲戒処分は常勤の監査等委員の同意を得なければならないものとしております。

2. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人、並びに、子会社の取締役、監査役および使用人、またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

① 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人、並びに、子会社の取締役、監査役および使用人、またはこれらの者から報告を受けた者は、監査等委員会に対して、次の事項を報告するものとしております。

(イ) 当社グループに関する重要事項

(ロ) 内部統制システムの構築・運用の状況

(ハ) 当社または子会社に著しい損害、影響を及ぼす恐れのある事項

(ニ) 法令・定款違反事項

(ホ) 内部監査部門による監査結果

(ヘ) 上記のほか、監査等委員がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項

② 常勤の監査等委員は、主要な子会社の監査役を兼務することにより、子会社の取締役、監査役および使用人、またはこれらの者から報告を受けた者から上記の事項につき報告を受ける体制をより確実なものとしております。

- ③ 当社の最高財務責任者（CFO）および社長室長は、定期的に常勤の監査等委員との間で情報共有のための会合を設け、業務上の重要な事項について報告を行っております。
- ④ 「リスク管理規程」において、当社の監査等委員は、当社のリスク管理を統括する「リスクマネジメント委員会」の構成員となっており、当社の重要度の高いリスクの分析および評価に関して報告を受けることとしております。また、当該規程において、常勤の監査等委員は、当社のコンプライアンスに係る課題を取り扱う「コンプライアンス委員会」の構成員となっており、当社および子会社におけるコンプライアンス体制の運用およびコンプライアンスホットライン通報状況等に関する報告を受けることとしております。
- ⑤ 投融資に関する手続きを定める「投融資規程」において、常勤の監査等委員は、規模の大きな投融資を検討する場合に、事前諮問機関である「投融資委員会」に出席することとなっており、当社における重要な投融資案件について事前の報告を受けられることとしております。また、規模の小さな投資案件であっても、担当部門が事前に常勤の監査等委員に報告することとしております。
- ⑥ 常勤の監査等委員は、報告を受けた上記の各事項に関して、監査等委員会において、非常勤の監査等委員に情報を共有しております。
- ⑦ 内部監査部門は、当社および子会社の事故等の発生状況に関して、監査等委員会において報告をすることとしております。

3. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 監査等委員会が定める「監査等委員会監査等基準」において、監査等委員は、その職務の遂行上知り得た情報の秘密保持に十分注意しなければならないこととされております。
- ② 「コンプライアンスプログラム」および「コンプライアンスホットライン規程（内部通報規程）」において、コンプライアンスホットラインを使って報告・通報や相談をしたことを理由として不利益が生じることは一切ないと定めております。

4. 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- ① 当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をしたときは、担当部門において確認の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理することとしております。

- ② 監査等委員会が、独自の外部専門家（弁護士・公認会計士等）を監査等委員会のための顧問とすることを求めた場合、当社は、監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担することとしております。

5. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会または常勤の監査等委員が必要と認めた場合、取締役および使用人にヒヤリングを実施する機会を設けております。また、監査法人や重要な子会社の内部監査部門との定期的な会合を設けるとともに、常勤の監査等委員は「常勤役員会規程」に従い当社の取締役および執行役員等からなる「常勤役員会」に出席することとしており、その他のいかなる会議についても監査等委員が希望すれば出席できる体制となっております。

6. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 「文書保存管理規程」を定めており、これにより、株主総会議事録、取締役会議事録および稟議書等の会社の重要な意思決定にかかる文書、会計帳簿、計算書類および伝票等の業務執行に係る記録文書の保存期間、保存場所を定め、たうえで保管

し、いつでも取締役が閲覧できるようになっております。

- ② いかなる事項がいかなる職位の者によって決裁されることになっているかについては「職務分掌・権限規程」によって明確化されており、さらに当該決裁がなされたことがいかなる証憑において記録されるべきかについても定められております。「稟議規程」では稟議に関するルールを明確にしており、稟議書フォーマットは、取締役が十分な情報をもとに適切な判断を行えるような記述を行うことができる書式としております。

7. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社の事業に関するリスクの把握、管理および対応について体系的に定める「リスク管理規程」を定めております。また、リスクの把握状況、評価については定期的にリスク情報として開示しております。
- ② 大規模災害が発生した場合を想定した事業継続のために非常災害対策指針を作成しております。
- ③ リスクが顕在化し事故等が発生した場合に備えて事故ゼロ事務局が管理運営する事故報告システムが整備されており、これによって素早く報告、対応および再発防止等がなされることとされております。
- ④ 情報セキュリティ活動を主導するため、情報セキュリティ統括組織を設置し、あわせて最高セキュリ

ティ責任者 (CISO) を任命しています。情報セキュリティ統括組織は、「情報セキュリティ規程群」を定め、情報資産の取扱基準を定めるとともにその周知、教育を行っております。また、情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) の認定を取得しております。

8. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 「職務分掌・権限規程」に基づく、職務権限および意思決定ルールにより、業務遂行に必要な職務の範囲および権限と責任を明確にするとともに、「取締役会規程」「稟議規程」等の機関決定に関する規程を定め、決裁権限および手続を明確にしております。
- 執行役員制度を採用し、柔軟かつ効率的な業務執行を図っております。
- 取締役および執行役員等で構成される「常勤役員会」を開催し、「常勤役員会規程」に基づき重要事項について協議・検討を経たうえで適切な意思決定がなされる仕組みとしております。また、「常勤役員会」に付議される事項以外についても必要に応じて取締役および執行役員等を構成員とする各種会議を開催し、協議、検討や情報共有を行っております。
- 事業計画や予算を策定し、全社および各部署の目標を定め、これに基づき管理しております。

⑤ 目標業績評価制度を通じて取締役、使用人が共有する全社的な目標を定め浸透を図るとともに、目標達成に向けて各使用人が行うべき具体的な目標を定め、その達成度に応じた業績評価を行っております。

⑥ 内部監査部門を設置し、職務の執行の効率性、有効性に関する全社的評価や改善活動を継続的に実施しております。

9. 当社の取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- 「企業行動憲章」および「コンプライアンスプログラム」を定めており、法令遵守を企業活動の前提とすることを徹底しております。
- 取締役の職務や責任等に関するトレーニングプログラムを整備し、必要に応じて、取締役に提供しております。
- コンプライアンスを統括する部門 (コンプライアンス統括部門) を社長室長に所管させ、全社的なコンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努め、コンプライアンス上の問題を発見した場合には速やかな是正措置を講ずることができるようしております。また、コンプライアンスの状況について定期的に取締役に報告しております。
- 「コンプライアンスホットライン規程 (内部通報規程)」を定め、コンプライアンスホットラインにより、

直接、取締役が報告・通報を受けたり、あるいは、匿名で社外の弁護士が報告・通報を受けることができる仕組みを用意して情報の確保に努めております。報告・通報を受けた場合、コンプライアンス統括部門がその内容を調査し、法令・定款への不適合が認められる場合にはその改善を指導するとともに、再発防止策を担当部門と協議のうえ、決定し、全社的に再発防止策を実施させます。特に、取締役自身のコンプライアンスに関する事由等重要な問題は直ちに取締役に報告するとともに取締役に付議し、審議を求めます。当該制度の運用状況は、定期的に取締役会に報告され、取締役会の監督を受けております。

- コンプライアンス統括部門、内部監査部門および監査等委員会は、日頃から連携のうえ、全社のコンプライアンス体制およびコンプライアンス上の問題の有無の調査に努め、これに基づきコンプライアンス統括部門および内部監査部門が、セミナーの実施等の社内の啓発活動を実施しております。
- 使用人の法令・定款違反については社長室長から賞罰委員会に報告のうえ処分を求め、役員の方令・定款違反については監査等委員会に報告のうえ、取締役に具体的な措置等を答申します。
- 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度を貫き、取引の防止に努めております。

10. 当社並びにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は、子会社の機能や重要性等に応じた適切な報告制度を整備しております。上場をしていない子会社との間では、「関係会社管理規程」に基づき、「会社運営に関する協定書」を締結し、決算、中長期計画、人事、余資運用等について、当該子会社における意思決定に先立ち、当社の承認を求め、また月次の業績については、定期的に当社へ報告することを求めています。
- 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(イ) 「内部監査規程」を定め、内部監査部門は、当社の他、子会社の業務全般にわたっても監査を行うこととし、当社と子会社との間で締結する「会社運営に関する協定書」の中で、子会社は当社の監査を受け入れ、監査の実施に必要な協力することとしております。
(ロ) 当社における各子会社の所管部門および担当者を明確にし、「関係会社管理規程」において、当該部門が子会社のリスクの認識、評価、分析および対応について、指導、支援または助言を行うこととし、また当社のグループ戦略の統括部門がこれらの取組みを横断的に支援することとしております。

(ハ) 当社と子会社との間で締結する「会社運営に関する協定書」において、子会社に事故その他の事業遂行に支障を与えるような事情が発生した場合、子会社が当社の所管部門に報告をすることとしております。また、リスクが顕在化し事故等が発生した場合、当該子会社または当該子会社から報告を受けた当社の所管部門は、速やかに事故報告システムにて当該情報を当社の関係部門に共有することとしております。

③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (イ) 子会社の経営方針、中長期経営計画の策定について、当社における当該子会社の所管部門が指導、支援または助言をしております。
- (ロ) 当社グループのCEOを構成員とするグループCEO会議を設置し、経営者間で情報交換を行っております。
- (ハ) 子会社の規模や業態等に応じてグループ共通で使用できる会計管理システム等を導入しております。
- (ニ) 規模や業態等に応じて子会社に対する間接業務（財務経理、法務、人事管理等）を提供しております。
- (ホ) 間接業務を行っている各部門の担当者は子会社の各部門の担当者と適宜意見交換等を行っております。
- (ヘ) 子会社の資金の調達および運用について、当社のグループ戦略の統括部門が指導、支援または助言をしております。

④ 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (イ) 当社グループに共通の企業行動憲章を定め、取締役・使用人一体となった法令遵守意識の醸成を図っております。
- (ロ) 親子会社間の独立性の確保等のため「当社およびその親会社・子会社・関連会社間における取引および業務の適正に関する規程」を定めております。
- (ハ) 「コンプライアンスプログラム」については、当社グループの全役職員を適用の対象としております。
- (ニ) グループ会社のコンプライアンス責任者を構成員とするグループCCO会議を設置しております。
- (ホ) コンプライアンス統括部門の担当者は子会社のコンプライアンス担当者と適宜意見交換等を行っております。
- (ヘ) 当社グループの必要と認められる役職員を対象にコンプライアンス研修を実施しております。
- (ト) 当社グループ企業に監査役を派遣する等の方法により、内部統制体制に関する監査を実施しております。
- (チ) 当社グループ企業ごとに当社の採用する内部統制システムを模して内部統制環境を整備するよう当社の内部監査部門が指導しております。

(リ) コンプライアンスホットラインにおいて、当社グループの役職員も社外の弁護士に直接通報できるようにしております。

(注) 上記の内部統制基本方針は、2016年3月31日現在のものを記載しております。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1. 監査等委員会に関する運用状況

- ① 監査等委員会を7回開催し、常勤の監査等委員と非常勤の監査等委員間での情報共有を行っております。なお、2015年6月以前においては監査役会を2回開催し、常勤の監査役と非常勤の監査役間での情報共有を行っております。
- ② 常勤の監査等委員は、以下のとおり会社の事項について、報告を受ける等しております。
 - 最高財務責任者（CFO）および社長室長と毎月2回会合を開き、業務上の重要な事項の報告を受けております。
 - 年2回開催された「リスクマネジメント委員会」に出席し、当社において重要度の高いリスク事項について報告を受けております。
 - 年1回開催された「コンプライアンス委員会」に出席し、内部通報のあった事例など当社のコンプライアンスに係る事項について報告を受けております。

- 社長の決裁に係る当社の重要事項に関する検討を行う「常勤役員会」に参加し、それらの重要事項につき共有を受け、職務執行の監督の観点から意見を述べております。また、その他の経営に関する重要事項に関しても、経営会議の議事録を通じて共有を受けたうえで、必要に応じ見解を伝える等をしております。
- ③ 監査等委員は、以下のとおり会社の事項について、報告を受ける等しております。
 - 監査等委員会等の機会を通じて、当社および子会社の事故の発生状況等に関し、当社の内部監査部門から定期的に報告を受けております。
 - 監査法人との会合を6回開催し、当社の財務状況に関する情報共有および意見交換を行っております。
- ④ 当社の常勤の監査等委員は、期中において新たに加わった子会社を含め、主要な子会社11社の監査役または監査等委員を兼務しております。また、子会社および関連会社の監査役とグループ監査役

会を年1回開催し、監査事項に係る情報交換等を行っております。

- ⑤ 監査等委員会は、当社の費用の負担のもと外部の弁護士を顧問とし、当該弁護士より、監査等委員会の職務の執行について法的な観点から助言などを受けております。

2. リスクマネジメント体制に関する運用状況

- ① 「リスク管理規程」に基づき当社のリスクの把握および管理を行い、決算短信等において四半期毎に開示しております。
- ② 大規模災害が発生した場合を想定した事業継続のための「非常災害対策指針」を東日本大震災等での経験を踏まえ、より実効的な内容に改定し、全使用人への周知を行っております。
- ③ 当社の社長、最高執行責任者（COO）およびCFOは、リスクマネジメント委員会の事務局によるリスクアセスメント結果に基づき、当社グループのリスク対応方針の見直しを年に1回実施しています。
- ④ マイナンバー制度の開始に伴い、社長とCISO（最高情報セキュリティ責任者）の承認を得たうえで「情報セキュリティ規程群」を改定しマイナンバーの取扱いについて明文化しております。また、情報セキュリティ統括組織が中心となり、当該改定内容の全使用人への周知・教育、改定内容に沿った体制の構築、およびそれらの状況の点検を行い、結果を社長とCISOに報告しております。

- ⑤ 年1回の情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の第三者による審査を受け、当該マネジメントシステムの認証を更新しております。

- ⑥ 会社として情報セキュリティに関する適切なリスクの判断ができるよう、当該リスクに係る社内外の課題の変化、残存するリスクの状況、およびリスクの軽減策の実施状況について社長が把握するためのマネジメントレビューを年1回行っております。

3. 業務執行の効率性の向上に関する取組みの状況

- ① 事業環境の変化等に応じて、職務権限および意思決定ルールを定める「職務分掌・権限規程」の改定を4回行い、組織変更や事業環境の変化に応じた適切な意思決定を支援する体制を遅滞なく整備すると共に、迅速な意思決定を促進するべく積極的に権限の委譲を行っております。
- ② 経営に係る重要事項につき適切な意思決定を行うため、常勤役員会を14回開催したほか、原則として週1回経営会議を開催し、関係する執行役員間において意思決定に先立つ協議・検討を行っております。
- ③ 全社の利益目標を設定し、これを元に各部門の予算案を作成し、取締役会で全社予算を定め、達成状況を週次で管理することで、業績の向上を図っております。
- ④ 内部監査部門において、職務の執行の効率性、有効性に関する全社的評価や改善のため、年間を

通じて部門別の監査を行ったほか、ネットワークの管理やシステムの品質などテーマごとの全社横断的な監査を5回行っております。

4. コンプライアンスに対する取組みの状況

- ① 「企業行動憲章」および「コンプライアンスプログラム」に基づくeラーニングを全使用人に対して4回実施し、コンプライアンスに関する社内啓発を行っております。
- ② 新たな取引先との契約書においては、原則として反社会勢力ではないことを相互に表明する条件を組み込むことで、反社会勢力との取引を防止しております。
- ③ 内部通報のあった事項に関しては、コンプライアンス統括部門が調査をし、必要に応じた改善の指導等を行っております。また、当該事項のうち使用人に係る事項については、社長や常勤の監査等委員を構成員とするコンプライアンス委員会への報告を行うと共に、eラーニング等を通じて全使用人の理解の促進を図るなど、再発防止に努めております。

5. 企業集団の業務の適正性確保に関する取組みの状況

- ① 新たに子会社となった非上場の会社4社との間で、「関係会社管理規程」に基づき「会社運営に関する

協定書」を締結し、当該子会社における重要な事項について、当社の承認または当社への報告を求めるとしてしております。

- ② 子会社の損失の危険の管理のため、当社の内部監査部門が子会社のうち11社に対して、監査を行っております。
- ③ 子会社の取締役等の業務執行の効率性向上、子会社間の連携・シナジーの強化のため、経営者間の情報交換の場としてグループCEO会議を2回開催しております。
- ④ 子会社のコンプライアンスに関する情報交換の場としてグループCCO会議を1回開催しております。
- ⑤ 子会社および関連会社の情報セキュリティに関する情報交換の場としてグループCISO会議を1回開催しております。また、複数の子会社に対し、当社と同様のマルウェア対策のシステムを導入し、当社の情報セキュリティ統括組織の担当者を出向させるなどして、グループ全体における情報セキュリティの水準の向上を図っております。
- ⑥ 当社グループの主要な子会社の役職員につき、当社使用人と同内容のeラーニングを実施しています。また、その他の主要なグループ会社については、当該eラーニングの内容を共有し、各社におけるコンプライアンス研修への活用を図っております。

連結計算書類

連結持分変動計算書 自 2015年4月1日 至 2016年3月31日

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分						非支配 持分	資本合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	その他の 包括利益 累計額	合計		
当期首残高	8,281	1,235	705,839	△ 1,316	11,962	726,002	14,551	740,554
当期利益			171,617			171,617	875	172,492
その他の包括利益					1,217	1,217	△ 205	1,011
当期包括利益	-	-	171,617	-	1,217	172,834	669	173,504
所有者との取引額等								
新株の発行	77	77				155		155
剰余金の配当			△ 50,432			△ 50,432	△ 757	△ 51,189
子会社の支配獲得及び 喪失に伴う変動							55,562	55,562
支配継続子会社に対する 持分変動		△ 4,304				△ 4,304	△ 1,428	△ 5,733
その他		△ 89				△ 89	0	△ 88
所有者との取引額等合計	77	△ 4,316	△ 50,432	-	-	△ 54,671	53,377	△ 1,294
当期末残高	8,358	△ 3,081	827,024	△ 1,316	13,180	844,165	68,598	912,764

計算書類

株主資本等変動計算書 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	8,281	3,362	3,362
当期変動額			
新株の発行 (新株予約権の行使)	77	77	77
当期変動額合計	77	77	77
当期末残高	8,358	3,439	3,439

	株主資本				
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	27	684,842	684,870	△ 1,316	695,197
当期変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)					155
剰余金の配当		△ 50,432	△ 50,432		△ 50,432
当期純利益		114,956	114,956		114,956
当期変動額合計	-	64,524	64,524	-	64,679
当期末残高	27	749,366	749,394	△ 1,316	759,877

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計		
当期首残高	7,565	7,565	697	703,460
当期変動額				
新株の発行 (新株予約権の行使)				155
剰余金の配当				△ 50,432
当期純利益				114,956
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	3,343	3,343	△ 34	3,308
当期変動額合計	3,343	3,343	△ 34	67,988
当期末残高	10,908	10,908	662	771,448

I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結計算書類の作成基準

ヤフー(株)および連結子会社(以下、当社グループ)の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準(以下「IFRSJ」)に準拠して作成しています。

なお、本計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しています。

2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数……………61社

主要な連結子会社の名称

ワイズ・スポーツ(株) (株)ネットラスト ワイズ・インシュアランス(株)
 ファーストサーバ(株) (株)IDCフロンティア (株)GYAO
 YJキャピタル(株) YJ1号投資事業組合 バリューストリーム(株)
 (株)カービュー ワイジェイFX(株) シナジーマーケティング(株)
 YJ2号投資事業組合 ワイジェイカード(株) アスクル(株)
 (株)エコ配 (株)一休

新たに連結子会社となった主な会社の名称および新規連結の理由

アスクル(株) 新規取得による
 (株)エコ配 新規取得による
 (株)一休 新規取得による

3. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社の数……………30社

主要な持分法適用関連会社の名称

(株)ジャパンネット銀行
 ブックオフコーポレーション(株)

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 金融商品の評価基準及び評価方法

① 認識

金融資産および金融負債は、当社グループが金融商品の契約上の当事者になった時点で認識しております。

金融資産および金融負債は当初認識時において公正価値で測定しております。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産(以下、「FVTPLの金融資産」)および純損益を通じて公正価値で測定する金融負債(以下、「FVTPLの金融負債」)を除き、金融資産の取得および金融負債の発行に直接起因する取引コストは、当初認識時において、金融資産の公正価値に加算または金融負債の公正価値から減算しております。FVTPLの金融資産およびFVTPLの金融負債の取得に直接起因する取引コストは純損益で認識しております。

② 分類

(a) 非デリバティブ金融資産

金融資産は、当初認識時にその性質と保有目的により i) FVTPLの金融資産、ii) 満期保有目

的投資、iii) 貸付金及び債権、iv) 売却可能金融資産に分類されます。

i) FVTPLの金融資産

金融資産のうち売買目的で保有しているものについては、公正価値で当初測定し、その変動を純損益として認識しております。当初認識時の取引費用は発生時に純損益として認識しております。また、金融資産からの利息および配当金については、純損益として認識しております。

ii) 満期保有目的投資

支払額が固定または決定可能であり、かつ満期日が確定しているデリバティブ以外の金融資産のうち、満期まで保有する明確な意図と能力を有するものは満期保有目的投資に分類されます。当初認識後、満期保有目的投資は実効金利法による償却原価から減損損失を控除した金額で測定しております。実効金利法による利息収益は純損益で認識しております。

iii) 貸付金及び債権

支払額が固定または決定可能なデリバティブ以外の金融資産のうち、活発な市場での公表価格がないものは貸付金及び債権に分類されます。当初認識後、貸付金及び債権は実効金利法による償却原価から減損損失を控除した金額で測定しております。実効金利法による利息収益は純損益で認識しております。

iv) 売却可能金融資産

デリバティブ以外の金融資産のうち、当初認識時に売却可能に指定されたもの、または他のい

ずれの分類にも該当しないものは売却可能金融資産に分類されます。当初認識後、売却可能金融資産は公正価値で測定し、公正価値の変動から生じる評価損益は、その他の包括利益で認識しております。ただし売却可能金融資産に減損の客観的証拠がある場合は、それまで認識していたその他の包括利益累計額を純損益に振り替えております。売却可能金融資産に分類された貨幣性金融資産から生じる為替差損益、売却可能金融資産に係る実効金利法による利息収益および受取配当金は、純損益で認識しております。売却可能金融資産の認識を中止した場合、その他の包括利益に計上されている累積損益は純損益に振り替えております。

(b) 非デリバティブ金融負債

当社グループはデリバティブ以外の金融負債として、営業債務及びその他の債務を有しており、当初認識後、実効金利法による償却原価で測定しております。

(c) デリバティブ金融資産および負債

デリバティブは、デリバティブ取引契約が締結された日の公正価値で当初認識しております。当初認識後は、期末の公正価値で測定しております。デリバティブの公正価値の変動額は、直ちに純損益で認識しております。デリバティブ金融資産は「FVTPLの金融資産」に、デリバティブ金融負債は「FVTPLの金融負債」にそれぞれ分類しております。

③ 認識の中止

当社グループは、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、または金融資産を譲渡し、その金融資産の所有に係るリスクと経済価値を実質的にすべて移転した場合に、当該金融資産の認識を中止し、発生した差額は純損益で認識しております。また当社グループは、金融負債が消滅した場合、つまり、契約上の義務が免責、取消しまたは失効となった場合に、金融負債の認識を中止し、発生した差額は純損益で認識しております。

④ 金融資産及び金融負債の相殺

金融資産および金融負債は、当社グループが残高を相殺する法的に強制可能な権利を現在有しており、かつ純額で決済するかまたは資産の実現と負債の決済を同時に行う意図を有する場合にのみ、連結財政状態計算書上で相殺し、純額で表示しております。

⑤ 金融資産の減損

当社グループは減損の客観的な証拠が存在するかについての判定を四半期ごとに行っております。FVTPLの金融資産以外の金融資産は、当初認識後に発生した損失事象の結果として減損の客観的証拠があり、かつ、その損失事象がその金融資産の見積予想キャッシュ・フローに対して信頼性をもって見積もれるマイナスの影響を有している場合に減損損失を認識しております。売却可能金融資産に分類された資本性金融商品については、著しくまたは長期に公正価値が取得原価を下回る場合に、

減損の客観的な証拠があると判断しております。

当社グループは満期保有目的投資、貸付金及び債権の減損を認識する場合は、減損を金融資産の帳簿価額から直接減額しております。

満期保有目的投資、貸付金及び債権の減損損失は、帳簿価額と当該金融資産の当初認識時の実効金利で割り引いた将来キャッシュ・フローの見積りの現在価値との差額として測定し、純損益で認識しております。減損を認識した資産に対する利息収益は、時の経過に伴う割引額の戻入れを通じて引き続き認識しております。

売却可能金融資産の減損損失は帳簿価額と公正価値との差額として測定し、純損益で認識しております。

満期保有目的投資、貸付金及び債権について減損損失認識後に減損損失を減額する事象が発生した場合は、減損損失の減少額を、減損が認識されなかったとした場合の償却原価を超えない範囲で純損益に戻入れております。

売却可能の資本性金融商品については、以前に純損益を通じて認識された減損損失は、純損益を通じて戻入れされません。減損損失の認識後の公正価値の増加は、その他の包括利益で認識し、累積されます。売却可能の負債性金融商品について、公正価値が増加し、当該増加が減損損失を純損益に認識した後に発生した事象と客観的に関連付けることができる場合には、当該減損損失を戻入れ、純損益に認識します。

(2) 重要な固定資産の減価償却の方法及び減損

① 有形固定資産

有形固定資産は、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額で計上しております。取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、資産の解体・除去および土地の原状回復費用が含まれております。減価償却費は、土地および建設仮勘定を除き、見積耐用年数にわたって定額法で計上しております。主要な有形固定資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。

・建物および構築物	4年～62年
・工具、器具および備品	2年～20年
・機械装置および運搬具	8年～17年

減価償却方法、耐用年数および残存価額は、年度末に見直しを行い、変更がある場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。ファイナンス・リースにより保有する資産は、リース期間の終了時までには所有権の移転が合理的に確実である場合には見積耐用年数で、合理的に確実でない場合にはリース期間とリース資産の見積耐用年数のいずれか短い期間にわたって減価償却を行っております。

② 無形資産

個別に取得した耐用年数を確定できる無形資産は、原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額および減損損失累計額を控除した金額で計上しております。個別に取得した耐用年数を確定できない無形資産は、取得原価から減損損失累計額を控除

した額で計上しております。

企業結合により取得し、のれんとは区別して認識された無形資産は、取得日の公正価値で当初認識されます。当初認識後、企業結合により取得した無形資産は、個別に取得した無形資産と同様に、取得原価から償却累計額および減損損失累計額を控除した金額で計上されます。

研究段階で発生した支出は、発生した期間の費用として計上しております。開発段階で発生した自己創設無形資産は、資産計上の要件をすべて満たした日から、開発完了までに発生した支出の合計額で認識しております。当初認識後、自己創設無形資産は、個別に取得した無形資産と同様に、取得原価から償却累計額および減損損失累計額を控除した金額で計上しております。

償却費は、見積耐用年数にわたって定額法で計上しております。

耐用年数を確定できる主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。

・ソフトウェア	2年～5年
・顧客基盤	6年～24年

償却方法、耐用年数および残存価額は、年度末に見直しを行い、変更がある場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。商標権の一部について、事業を継続する限り基本的に存続するため、耐用年数を確定できないと判断し、償却しておりません。

③ のれん

事業の取得から生じるのれんは、事業の取得日に

計上された取得原価から減損損失累積額を控除した金額で計上されます。

のれんが配分される資金生成単位については、のれんが内部報告目的で監視される単位に基づき決定し、集約前の事業セグメントの範囲内となっております。

のれんは償却を行わず、資金生成単位または資金生成単位グループに配分し、配分された資金生成単位については、毎年、またはその生成単位に減損の兆候がある場合は、より頻繁に減損テストを行っております。当該資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額未満の場合、まず減損損失を当該資金生成単位に配分されたのれんに配分し、次に資金生成単位におけるその他の資産の帳簿価額の比例割合で各資産に配分しております。

のれんの減損損失は、純損益に直接認識され、以後の期間に戻入は行いません。

- ④ のれんを除く有形固定資産及び無形資産の減損
当社グループは、各四半期末に、有形固定資産および無形資産が減損損失に晒されている兆候の有無を判定するために、有形固定資産および無形資産の帳簿価額をレビューしております。減損の兆候がある場合には、減損損失の程度を算定するために、回収可能価額の見積りを行っております。個別資産の回収可能価額を見積もることができない場合には、当社グループは、その資産の属する資金生成単位の回収可能価額を見積もっております。
- 耐用年数が確定できない無形資産および未だ利用

可能でない無形資産は、減損の兆候がある場合、および減損の兆候の有無に関わらず各年度の一定時期に、減損テストを実施しています。

回収可能価額は、「処分コスト控除後の公正価値」と「使用価値」のいずれか高い方となります。使用価値の評価に際しては、貨幣の時間的価値および当該資産に固有のリスクを反映した税引前割引率により見積もった将来キャッシュ・フローを、現在価値に割り引くことにより測定しております。資産（または資金生成単位）の回収可能価額が帳簿価額を下回った場合、資産（または資金生成単位）の帳簿価額は回収可能価額まで減額されます。減損損失を事後に戻入する場合、当該資産（または資金生成単位）の帳簿価額は、過去の期間において当該資産について認識した減損損失がなかったとした場合の資産（または資金生成単位）の帳簿価額を超えない範囲で、改訂後の見積回収可能価額まで増額しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

引当金は、過去の事象から生じた現在の法的または推定的債務で、当該債務を決済するために経済的便益が流出する可能性が高く、当該債務について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。

引当金は、貨幣の時間的価値の影響が重要な場合、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値および当該負債に特有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて、現在価値に割り引いております。時の経過に伴う割引額の割戻しは純損益で認識しております。

主な引当金の内容は以下のとおりであります。

- ① 利息返還損失引当金
利息制限法の上限金利を超過して支払った債務者等からの利息の返還請求に備えるため、将来における返還見込額を計上しております。なお、当該利息返還請求額は市場環境等の変化により変動する可能性があります。
- ② 資産除去債務
賃借契約終了時に原状回復義務のある賃借事務所の原状回復費用見込額について、資産除去債務を計上しております。これらの費用の金額や支払時期の見積りは、現在の事業計画等に基づくものであり、将来の事業計画等により今後変更される可能性があります。
- ③ ポイント引当金
販売促進を目的とするポイント制度に基づき、会員へ付与したポイントの利用に備えるため、将来利用されると見込まれる額を計上しております。なお、当該ポイントの会員による利用には不確実性があります。

(4) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

- ① 棚卸資産
棚卸資産は、原価と正味実現可能価額のいずれか低い金額で測定しております。原価は、主として移動平均法を用いて算定しており、正味実現可能価額は、通常の事業の過程における見積販売価格から、販売に要する見積費用を控除して算定しており

ます。
また、棚卸資産の内訳は、主として商品であります。

- ② 外貨換算
 - a. 外貨建取引
当社グループの財務諸表は、各社の機能通貨で作成しております。機能通貨以外の通貨（外貨）での取引は、取引日の為替レートで機能通貨に換算しております。外貨建貨幣性項目は、期末の為替レートで機能通貨に換算しております。公正価値で測定している外貨建非貨幣性項目は、測定日の為替レートで機能通貨に換算しております。換算によって発生した為替換算差額は、「b. 在外営業活動体」を除いて、その期間の純損益で認識しております。
 - b. 在外営業活動体
連結計算書類を作成するために、在外営業活動体の資産および負債（取得により発生したのれんおよび公正価値の調整を含む）は、期末の為替レートで日本円に換算しております。収益および費用は、その各四半期中の平均為替レートで日本円に換算しております。在外営業活動体の財務諸表の換算によって生じた為替差額は、その他の包括利益で認識し、在外営業活動体の換算差額勘定に累積しております。在外営業活動体の持分すべてまたは持分の一部処分を行った場合、当該在外営業活動体の換算差額は、処分損益の一部として純損益に振り替えております。

③ 退職給付費用

当社グループでは主に確定拠出制度を採用しております。

確定拠出制度は、雇用主が一定額の掛金を他の独立した基金に拠出し、その拠出額以上の支払いについて法的または推定的債務を負わない退職給付制度であります。

確定拠出制度への拠出は、従業員がサービスを提供した期間に費用として認識し、未払拠出額を債務として認識しております。

④ 収益

当社グループにおける主要な売上高はサービスの提供及び物品の販売に関する収益であります。

当社グループにおけるサービスの提供は、主に検索連動型広告、ディスプレイ広告、「ヤフオク!」などのeコマース関連の手数料収入、「Yahoo!プレミアム」などの会員収入からなります。物品の販売は、主に「ASKUL」におけるオフィス関連商品の販売による収入からなります。

サービスの提供に関する収益は原則として期末時点のその取引の進捗度に応じて認識しております。検索連動型広告は、ウェブサイト閲覧者が検索連動型広告をクリックした時点で収益を認識しております。

ディスプレイ広告は、プレミアム広告および「Yahoo!ディスプレイアドネットワーク (YDN)」等からなります。プレミアム広告は、ウェブサイト上に広告が掲載される期間にわたって収益を認識しております。「Yahoo!ディスプレイアドネットワーク

(YDN)」は、ウェブサイト閲覧者がコンテンツページ上の広告をクリックした時点で収益を認識しております。

eコマース関連の手数料収入は、取引が発生した時点で収益を認識しております。会員収入は、会員資格が有効な期間にわたって収益を認識しております。物品の販売に関する収益は、物品の所有に伴う重要なリスクおよび経済価値が買手に移転し、販売した物品に対して継続的な関与および実質的な管理上の支配を保持せず、取引に関連した経済的利益が当社グループに流入する可能性が高く、取引に関連して発生した原価および収益の額が信頼性をもって測定できる場合に認識しております。

⑤ 企業結合

事業の取得は「取得法」で会計処理をしております。企業結合時に引き渡した対価は、当社グループが移転した資産、被取得企業の従前の所有者に対する当社グループの負債、そして被取得企業の支配と交換に当社グループが発行した資本持分の取得日の公正価値の合計として測定されます。取得関連費用は発生時に純損益で認識しております。

取得日において、識別可能な取得した資産および引受けた負債は、以下を除き、取得日における公正価値で認識されます。

- ・繰延税金資産（または繰延税金負債）および従業員給付契約に関連する資産（または負債）は、それぞれIAS第12号「法人所得税」およびIAS第19号「従業員給付」に従って認識し測定されます。

- ・「被取得企業の株式に基づく報酬契約」または「被取得企業の株式に基づく報酬制度を当社グループの制度に置換えるために発行された当社グループの株式に基づく報酬契約」に関する負債または資本性金融商品は、取得日にIFRS第2号「株式に基づく報酬」に従って測定されます。
- ・IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に従って売却目的保有に分類される資産または処分グループは、当該基準書に従って測定されます。

のれんは、移転された対価、被取得企業の非支配持分の金額、および取得企業が以前に保有していた被取得企業の資本持分の公正価値の合計金額が、取得日における識別可能な取得した資産と引受けた負債の正味価額を上回る場合にその超過額として測定されます。この差額が負の金額である場合には、直ちに純損益で認識しております。

現在の所有持分であり、清算時に企業の純資産に対する比例的な取り分を保有者に与えている非支配持分は、当初認識時に公正価値、または被取得企業の識別可能純資産の認識金額に対する非支配持分の比例的な取り分相当額によって測定されます。上記以外の非支配持分は、公正価値、または該当する場合には、他の基準書に特定されている測定方法によって測定されます。

段階的に達成される企業結合の場合、当社グルー

プが以前に保有していた被取得企業の資本持分は取得日（すなわち当社グループの支配獲得日）の公正価値で再評価され、発生した利得または損失があれば純損益に認識されます。取得日以前にその他の包括利益に計上されていた被取得企業の持分の金額は、取得企業がその持分を直接処分した場合と同じ方法で会計処理されます。

II 連結財政状態計算書に関する注記

1. 資産から直接控除した貸倒引当金

営業債権及びその他の債権……………3,694百万円
 その他の金融資産 (非流動)……………1,576百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額

……………64,087百万円

III 連結持分変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式……………5,695,291,400株

配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力 発生日
2015年 5月21日 取締役会	普通 株式	50,432	8.86	2015年 3月31日	2015年 6月4日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2016年5月18日開催予定の取締役会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案する予定であります。

- ① 配当金の総額……………50,435百万円
- ② 1株当たり配当額……………8.86円
- ③ 基準日……………2016年3月31日
- ④ 効力発生日……………2016年6月7日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

2. 当連結会計年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式……………3,903,889株

IV 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、事業を営む上で様々な財務上のリスク(為替リスク、価格リスク、信用リスクおよび流動性リスク)が発生します。当社グループは、当該財務上のリスクの防止および低減のために、一定の方針に従いリスク管理を行っております。

また、当社グループの方針として、デリバティブは、実需取引のリスク緩和を目的とした取引に限定しており、投機目的やトレーディング目的の取引は行っておりません。

(1) 市場リスク

(a) 為替リスク

当社グループは外貨建取引を行っているため、主に米ドルレートの変動により生じる為替リスクに晒されておりますが、当該リスクを回避する目的で為替予約取引を利用しております。また、外国為替証拠金取引における為替変動リスクに対しては、顧客等との間の取引により生じる為替ポジションをカウンターパーティとの間で行うカバー取引によってリスクを回避しております。

(b) 価格リスク

当社グループは、事業戦略上の目的で上場株式などの資本性金融商品を保有しており、市場価格の変動リスクに晒されております。

当社グループは、市場価格の変動リスクを管理する

ため、発行体の財務状況や市場価格の継続的モニタリングを行っております。

(2) 信用リスク

当社グループは、事業を営む上で、営業債権及びその他の債権ならびにその他の金融資産(株式およびデリバティブなど)において、取引先の信用リスクがあります。

当社グループは、当該リスクの未然防止または低減のため、過度に集中した信用リスクのエクスポージャーを有していません。また当該リスク管理のため、当社グループの債権管理規程に従い、取引先毎に与信調査および与信極度額を設定し、取引先の信用状態に応じて必要な担保・保証などの取り付けを行っているほか、取引先ごとに期日管理および残高管理を行い、信用状況を定期的にモニタリングしております。

外国為替証拠金取引については、顧客との取引を行うほか、顧客との取引により生じるリスクを回避するためにカウンターパーティとの相対によるカバー取引を行っており、顧客が預け入れた証拠金等以上に損失を被ることにより発生する顧客の信用リスクおよびカウンターパーティに対する信用リスクを有しております。顧客の信用リスクに対しては、自動ロスカット制度を採用しているため、信用リスクに対するエクスポージャーは限定的であります。カウンターパーティの信用リスクに対しては、信用力の高い金融機関とのみ行っており、契約不履行になる可能性は僅少であります。また、カバー取引の実施にあたっては、社内管

理規程に基づき為替ポジションや売買損益についてチェックを行う管理体制を整えております。

(3) 流動性リスク

当社グループは、主に営業取引および投資活動に伴う資金の調達・運用や返済支払において、流動性リスクに晒されております。当該リスクの未然防止または低減のため、資金運用については原則として1年超の運用は行わないこととしており、1年以内で資金運用を行う場合は、流動性があり元本欠損リスクが極めて小さいものに限定して行っております。資金調達については、銀行借入による間接金融とし、その返済期間は市場の状況や長期、短期のバランスを調整して決定しております。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

FVTPLの金融資産および金融負債は、主に外国為替証拠金取引であり、公正価値は類似契約の相場価格に基づき測定しております。

売却可能金融資産のうち、上場株式の公正価値については期末の市場の終値、非上場株式の公正価値については割引キャッシュ・フロー法および類似会社の相場価格などを使用して測定しております。

債券の公正価値は、主にリスクフリーレートや信用スプレッドを加味した割引率のインプットを用いて、割引キャッシュ・フロー法で測定しております。

本連結財政状態計算書上の金融商品の公正価値は帳簿価額と一致または合理的に近似していることから、帳簿価額を公正価値とみなしております。

V 1株当たり情報に関する注記

1株当たり親会社所有者帰属持分……………148円29銭
基本的1株当たり当期利益……………30円15銭

VI その他の注記

① 貸出コミットメント

当社グループの貸出コミットメントは、主にクレジットカードに附帯するキャッシング業務によるものであり、貸出未実行残高は以下のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	194,619百万円
貸出実行残高	6,638百万円
差引額	187,981百万円

② 保証債務

当社グループは、主に信用保証業務において、提携先金融機関が個人に融資する際の債務保証を以下のとおり行っております。

保証契約の総額	13,822百万円
保証残高	10,418百万円

③ 企業結合

1. アスクル

(1) 企業結合の概要

当社の関連会社であり主にオフィス用品通販サービスを行っているアスクル(株)は、2015年5月19日開催の同社取締役会において決議された自己株式取得の履践により、2015年8月27日(支配獲得日)より新たに当社の子会社となりました。アスクル(株)による自己株式取得の結果、当社の保有するアスクル(株)の議決権比率は41.7%(2015年5

月20日現在)から44.4%(2015年8月27日現在)となり、議決権の過半数を保有しておりませんが、議決権の分散状況および過去の株主総会の投票パターン等を勘案した結果、当社がアスクル(株)を実質的に支配していると判断し、同社を子会社化しております。

また、当社が既に保有していたアスクル(株)に対する資本持分を支配獲得日の公正価値で再測定した結果、59,696百万円の段階取得による利益を認識しております。この利益は連結損益計算書上、「企業結合に伴う再測定益」に計上しております。

(2) 被取得企業の概要

名称 アスクル株式会社
事業内容 文房具等およびサービスにおける通信販売事業

(3) 支配獲得日

2015年8月27日

(4) 支配獲得日現在における既保有持分、取得資産および引受負債の公正価値、非支配持分およびのれん

(単位：百万円)	
既保有持分の公正価値	93,611
取得資産及び引受負債の公正価値	
流動資産	90,115
現金及び現金同等物	31,291
営業債権及びその他の債権	45,365
その他	13,458
非流動資産	109,832
有形固定資産	32,314
無形資産	69,124
その他	8,393
流動負債	△71,494
営業債務及びその他の債務	△56,772
その他	△14,722
非流動負債	△34,585
純資産	93,868
非支配持分 ^(注2)	△54,036
のれん ^(注3)	53,779
合 計	93,611

(注) 1 暫定的な金額の修正

取得対価は、取得日における公正価値を基礎として、取得した資産および引き受けた負債に配分しております。第3四半期連結会計期間において、取得対価の配分が完了したことにより当初の暫定的な金額を修正しております。主な修正内容は次のとおりであります。アスクール(株)の公正価値に関して追加的な分析を行ったことにより、のれんが877百万円増加し、無形資産が2,820百万円、非支配持分が1,096百万円減少しております。

2 非支配持分

非支配持分は、識別可能な被取得企業の純資産の公正価値に対する持分割合で測定しております。

3 のれん

のれんは、今後の事業展開や当社グループと被取得企業とのシナジーにより期待される将来の超過収益力を反映したものです。

(5) 企業結合に係る支配獲得日以降の損益情報

当連結損益計算書に認識している当該支配獲得日以降における被取得企業の売上高は189,013百万円、当期利益は2,970百万円であります。なお、上記の当期利益には、取得日に認識した無形資産の償却費等が含まれております。

2. 一休

(1) 企業結合の概要

当社は、当社の戦略上重要な位置づけであるeコマース革命を通じた成長の実現を一層確実にすることを目的として、2015年12月15日開催の取締役会において決議された(株)一休の株式等に対する公開買付を実施してきましたが、2016年2月3日をもって終了し、(株)一休の普通株式27,480,682株を現金94,341百万円にて取得いたしました。これにより、当社の(株)一休に対する議決権割合は94.3%となり、同社を連結子会社化しております。

(2) 被取得企業の概要

名称 株式会社一休
事業内容 ホテル・レストラン予約サイト等のインターネットサイト運営事業

(3) 支配獲得日

2016年2月3日

(4) 支配獲得日現在における既保有持分、取得資産および引受負債の公正価値、非支配持分およびのれん

(単位：百万円)	
支払対価の公正価値	
現金	94,341
取得資産及び引受負債の公正価値	
流動資産	8,934
非流動資産 ^(注1)	27,313
流動負債	△4,270
非流動負債	△8,177
純資産	23,799
非支配持分 ^(注2)	△1,503
のれん ^(注3)	72,044
合 計	94,341

(注) 1 取得資産の詳細

取得資産のうち非流動資産には、無形資産が26,183百万円含まれております。

2 非支配持分

非支配持分は、識別可能な被取得企業の純資産の公正価値に対する持分割合で測定しております。

3 のれん

のれんは、今後の事業展開や当社グループと被取得企業とのシナジーにより期待される将来の超過収益力を反映したものです。

(5) 企業結合に係る支配獲得日以降の損益情報

当該企業結合に係る支配獲得日以降の損益情報は、連結計算書類に対する影響額に重要性がないため開示しておりません。

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

① 満期保有目的の債券

……………償却原価法

② 子会社株式および関連会社株式

……………移動平均法による原価法

③ その他有価証券

時価のあるもの………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの………移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) デリバティブの評価基準および評価方法

デリバティブ……………時価法（振当処理をした為替予約を除く）

(3) たな卸資産の評価基準および評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

貯蔵品……………主に個別法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

……………定額法

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア……………定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産……………

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

……………役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

(3) ポイント引当金

……………販売促進を目的とするポイント制度に基づき、顧客へ付与したポイントの利用に備えるため、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) のれんの償却方法および償却期間

のれんおよび2010年3月31日以前に発生した負ののれんの償却については、発生年度より実質的判断による年数の見積が可能なのは、その見積年数で、その他については5年間の定額法により償却しております。但し、金額が僅少な場合には、発生年度にその全額を償却しております。

(2) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

II 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表関係)

前事業年度において、流動資産の「その他」に含めていた「決済事業未収入金」は、重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

なお、前事業年度における流動資産の「その他」に含まれる「決済事業未収入金」の金額は12,433百万円であります。

(損益計算書関係)

前事業年度において、特別利益の「その他」に含めていた「投資有価証券売却益」は、重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

なお、前事業年度における特別利益の「その他」に含まれる「投資有価証券売却益」の金額は130百万円であります。

前事業年度において、特別損失の「その他」に含めていた「関係会社株式評価損」は、重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

なお、前事業年度における特別損失の「その他」に含まれる「関係会社株式評価損」の金額は87百万円であります。

III 貸借対照表に関する注記

1. 資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 55,258百万円

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 (区分表示したものを除く)

短期金銭債権 68,293百万円

短期金銭債務 13,193百万円

3. たな卸資産

貯蔵品 881百万円

IV 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 29,859百万円

売上原価 7,746百万円

販売費及び一般管理費 22,441百万円

営業取引以外の取引による取引高

営業外収益 1,804百万円

営業外費用 133百万円

資産の購入高 184百万円

資産の売却高 15百万円

V 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 2,800,000株

VI 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減価償却費	7,978百万円
投資有価証券評価損	5,394
未払事業税	1,616
未払費用	2,361
その他	3,479
繰延税金資産合計	20,830
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△4,869
繰延税金負債合計	△4,869
繰延税金資産（△負債）の純額	15,961

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（2016年法律第15号）、および「地方税法等の一部を改正する等の法律」（2016年法律第13号）が2016年3月29日に国会で成立し、2016年4月1日以降開始する事業年度より法人税率等が変更されることになりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は変更されております。この変更により、繰延税金資産の金額が879百万円減少し、法人税等調整額が1,100百万円増加しております。

Ⅶ 関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	ワイジェイカード(株)	福岡市博多区	100	クレジット、カードローン、信用保証業務	所有 直接65.0%	債務保証カード事業の提携資金の援助	銀行に対する二次債務保証(注1)	9,200	—	—
							加盟店の精算及び決済事業未収入金の回収(注2)	115,948	決済事業未収入金	36,001
							資金の貸付(注3)	20,500	短期貸付金	20,500

(注1) 債務保証の内容については「注2. 保証債務」をご参照ください。なお年率0.5%の保証料を受領しています。

(注2) 加盟店の精算及び決済事業未収入金の回収に係る受託料は、市場価格および委託内容等を勘案し、交渉の上決定しております。

(注3) 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。

2. 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
当社取締役の近親者が議決権の過半数を所有している会社	MOVIDA JAPAN(株) (注1)	東京都港区	10	スタートアップ企業への投資および育成	なし	業務の委託	新規事業育成/促進に関する業務委託(注2)	21	未払金	—
当社取締役の近親者が議決権の過半数を所有している会社	(株)クリエイティブ・リンク (注1)	東京都港区	769	情報通信インフラ企画・開発事業	なし	業務の委託 業務の受託	ニュースコンテンツ編成入稿委託(注2)	58	買掛金	10
							パートナーサイトへの広告掲載(注2)	15	買掛金	2
							ニュースコンテンツ誘導サービス(注2)	19	売掛金	1

(注1) 当社の取締役である孫正義氏の近親者、孫泰蔵氏が議決権の過半数を所有しております。

(注2) 取引条件の決定については、市場価格および業務内容等を勘案し、交渉の上決定しております。

(注3) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

VIII 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	135円40銭
1株当たり当期純利益	20円19銭

IX その他の注記

1. 貸出コミットメント

関係会社に対して貸出コミットメント契約を締結しております。当該業務における貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は以下のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	45,500百万円
貸出実行残高	21,000百万円
差引額	24,500百万円

2. 保証債務

当社は、連結子会社が行っている信用保証業務における債務保証に対し、以下のとおり連帯保証を行っております。

金融保証契約の総額	9,200百万円
金融保証残高	7,273百万円